

国立大学法人東北大学

教育研究評議会評議員 各位

総長選考への学内意思反映に教育研究評議会の果たす役割は重要です

2023年1月17日の東北大学教育研究評議会にて、総長任期規程改訂の案が提案されました。現行の規定では東北大学総長は6年任期・再任無しですが、1回に限り再任されることができ、再任の場合の任期は4年、という改訂内容です。

東北大学では1957年以降、6年を超えて務めた総長・学長はいません。2004年の法人化後、再任可とした国立大学もありましたが、東北大学は変更しませんでした。

法人化に際して、総長（一般には学長）は従来の学内投票による選出を廃し、学外者を含む選考会議で行うこととされました。学内投票制度を維持した大学もありましたが、それは選出に際して参考にされるだけの意向投票という位置づけとなっています。本学ではその意向投票制度も設けず、外形的には選考会議のみで決定されることとなっています。

一方で、本学においては、選考会議が選考対象とする候補者の中に、教育研究評議会からの推薦者を含める規定が設けられています。そして、この評議会推薦者の選出にあたっては、本学専任教授・准教授30名以上に推薦された者について、全学の教職員の中の一定の資格者による投票を行う制度を設けています。この結果、法人化以降のすべての総長が、評議会推薦者が選出される結果となっています。すなわち、外形的には学内の意向は問わない制度でありながら、実質的には学内の民主的手続きが維持された形となっています。

言うまでもなく、大学には長年にわたって学内投票でその長を選出してきた伝統があり、これは大学の自治と学問の自由の一端を形成しています。また学内からの信任を得ずに、大学を円滑に運営することは困難であることも明らかであり、事実いくつかの大学では混乱を招いております。

このように、本学においては総長の選出にあたっては、選考会議と並んで、学内的にはそれ以上に、教育研究評議会の果たす役割が重要となっています。

任期規程改訂案については、各評議員が意見書を提出し、それを総長選考・監察会議が「参考」にする形で進められるとされています。意見書は評議員が個人の責任で書いてもよく、あるいは部局構成員の意見を聞いてもいいとされています。ここで、上記のような本学の総長選考のプロセスを考えれば、評議会には学内の意見を聞き、取りまとめる責任があると言えるでしょう。評議員の皆様におかれましては、是非、部局構成員に情報を示し、意見を聞き、それを踏まえた意見書を提出いただきますよう、お願いを申し上げます。

意見書提出は目前ですが、その先にも課題は残っております。論点は二つあります。

一つは、このような制度変更がなぜ必要なのかを構成員に説明することです。構成員の納得を得て行われることが、無用な混乱を避ける上で重要であることは明らかなです。これは、評議会が選考会議に対して要望する事項となるでしょう。制度変更の理由が専ら学外的要請によるものであり、教育研究上の必然性がないのであれば、大学としてはそれに抗することが必要でしょう。

二点目は、再任制度が導入されることが避けられない状況となった場合の評議会の役割です。再任の決定を選考会議に一任して良いのか、あるいは改めて評議会が何らかの形で関与するのか。法人化に際しての、上述のような評議会のイニシアチブを想起すれば、ここでも評議会が一定の役割を果たすことが期待されます。

大学が社会的存在である以上、時の政権や社会的状況の制約を受けることは不可避ですが、学術は、そのような束縛を受けないことこそが存在意義です。

いわゆる国際卓越研究大学においては、ガバナンス改革によって学外者が半数以上を占める「合議体」が最高意思決定機関とされ、総長はその一構成員となります。「合議体」と総長の関係においては、総長が学内の意思を代表し、経営に反映させる役割を果たす必要があることは明らかなです。

総長の選出について、学内の意思の反映は、外形的に位置付けられていないからこそ、評議会の役割が重要であることを改めて繰り返し、皆様のご活躍をお願い申し上げる次第です。

2023年2月14日

国立大学法人東北大学職員組合